

別表1 駐車施設確保基準

駐 車 施 設		
建 物 用 途	確 保 基 準	
	住 居 系 地 域	商 業 系 地 域
集 合 住 宅	計 画 戸 数 に 相 当 す る 数 以 上	計 画 戸 数 に 相 当 す る 数 以 上
店 舗	店 舗 面 積 50㎡ 当 た り 1 台	店 舗 面 積 100㎡ 当 た り 1 台
事 務 所	事 務 所 面 積 100㎡ 当 た り 1 台	事 務 所 面 積 200㎡ 当 た り 1 台
喫 茶 店	$\left[\frac{\text{客室面積} - 30\text{m}^2}{6} + 3 \right]$ 台	$\left[\frac{\text{客室面積} - 30\text{m}^2}{6} + 3 \right]$ 台 ÷ 2
集 会 所	$\left[\frac{\text{集会室面積} - 100\text{m}^2}{10} + 10 \right]$ 台	$\left[\frac{\text{集会室面積} - 100\text{m}^2}{10} + 10 \right]$ 台 ÷ 2
その他の用途	別途協議	
複 合 ビ ル	個々の面積別に算定	
駐 輪 施 設		
集 合 住 宅	計 画 戸 数 に 相 当 す る 数 以 上	
その他の用途	別途協議	

1 ただし、やむを得ず敷地外に駐車施設を確保する場合、別表2に定めるところにより、その必要台数の一部を敷地外に設置することができる。

別表2 敷地外駐車施設確保基準

* 端数は切り捨てとする。

計 画 建 築 物 の 敷 地 面 積	敷地外で確保 できる割合	敷地外駐車場 までの直線距離
500㎡以下	80%	500m以下
500㎡を超え、1000㎡未満	50%	

2 前項の規定にかかわらず、計画建物の敷地が次の一つに該当するものは別途協議によることができる。

ア 建築基準法第42条第2項の規定による狭小の道路等に接道している敷地

イ 駐車場を設置するにあたり、前面道路が交差点付近に接道している場合等、交通上支障があると予想される敷地

ウ 商業地域（容積率600%）

エ 申請敷地内にある既存建物の増築、用途変更、大規模な修繕及び大規模な模様替

オ 道路の拡幅等市街地の整備に寄与したもの

カ JR各駅及び京阪浜大津駅から半径500m以内の区域

キ 隣接地が自己所有地であり駐車場を確保できる等特に市長が認めるもの